

# 指定通所介護・指定介護予防通所介護

## 日常生活支援総合事業第一号通所事業

### 「栗駒デイサービスセンター」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(宮城県指定 第0471300152号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護、指定介護予防通所介護、日常生活支援総合事業第一号通所事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」「総合事業」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

#### ◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 第三者評価の実施状況	5
7. 苦情の受付について	5
8. 事故発生時の対応について	6

## 1. 事業者

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 栗駒峰寿会     |
| (2) 法人所在地 | 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎三島255 |
| (3) 電話番号  | 0228-45-2551     |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 千葉 厚         |
| (5) 設立年月  | 平成4年4月           |

## 2. 事業所の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所 ・ 平成12年4月1日指定<br>指定介護予防通所介護 ・ 宮城県 第047100152号<br>※当事業所は特別養護老人ホーム愛光園に併設されています。 |
|------------|---|

(2) 事業所の目的           この事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

介護予防サービスの実施に当たっては、以下について効果的なサービスになるよう努める。

- ・利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行う
- ・利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行う
- ・利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う

(3) 事業所の名称           栗駒デイサービスセンター

(4) 事業所の所在地       宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎三島255

(5) 電話番号               0228-45-5600

(6) 事業所長（管理者）氏名   吉田栄伸

(7) 事業所の運営方針       開所以来、地域住民に信頼される開かれた在宅施設をめざし、着実に歩みを進めてきました。利用者個々のニーズに応じた柔軟性のあるサービスを心がけ、明るく・楽しく1日を過ごして頂けるよう努めております。

(8) 開設年月               平成4年4月

(9) 利用定員               30人

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域   栗原市栗駒（耕英地区を除く）及び栗原市金成（県道144号栗駒金成線と国道4号線まで）・鶯沢（二迫川まで）とします。

(2) 営業日及び営業時間

休業日	12月30日、12月31日、1月1日、1月2日、1月3日
営業時間	毎日 9時00分～17時00分
サービス提供時間	9時30分～16時40分（通年）

但し、何らかの事情により利用者に不都合が生じる場合、所長の判断で、臨時に休業日を設けることができることと致します。その場合は、事前に利用者へ通知するものとします。

#### 4. 職員の配置状況

\*主な職員の配置状況は別表1によります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間： 8：30～17：30 ☆原則として、1～3名の介護職員が勤務し日常生活のお世話を致します。
2. 看護職員	勤務時間： 8：30～17：30 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。
3. 生活相談員	勤務時間： 8：30～17：30 ☆原則として1名の生活相談員が勤務します。
4. 機能訓練指導員	勤務時間： 8：30～17：30 ☆看護師等が兼務し必要に応じ日常動作訓練を致します。

☆日曜日の場合は前記と異なります。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- |  |
|--|
| ①利用料金が介護保険並びに介護予防保険から給付される場合<br>②利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|--|

##### (1) 介護保険並びに介護予防の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用者負担割合を除いた分が介護保険又は介護予防保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

##### ①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ②排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

##### ③機能訓練

- ・機能訓練指導員（看護職員等が兼務）により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

〈サービス利用料金(1回あたり)〉（契約書第7条参照）

別表2の料金表によって、ご利用者の要支援、要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険介護予防給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要支援、要介護度に応じて異なります。）

#### \*利用料金は別票2によります

※日常生活支援総合事業第一号通所事業（以降「総合事業」という）

☆ご利用者がまだ要介護認定又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険又は介護予防保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付又は介護予防給付の申請を行うために必要となる事項を記載した

「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の提供に係る費用は別途いただきます。(5の(2)①参照)

☆介護保険、介護予防保険、総合事業からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

## **(2)介護保険、介護予防、総合事業の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)\***

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

### ①食事提供

食事の提供に要する費用です。

料金：1回あたり590円(昼食、おやつ含む)

当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 12:00~13:00

\* 食中毒予防等の衛生管理上、食事の持ち込み・持ち出しは禁止します。

### ②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

通常送迎範囲を超えた場合 1km当たり41円

### ③レクリエーション行事等

ご利用者の希望によりレクリエーションや行事等に参加していただくことができます。

料金：材料代等がかかった場合に実費でいただきます。

### ④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

おむつ代：実費

### ⑤私物洗濯料

料金：300円(一回あたり)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

利用料金は、1ヶ月ごとにご請求いたしますので、翌月16日までにお支払い下さい。

- |  |
|--|
| 1、銀行振り込み<br>店コード703 七十七銀行 岩ヶ崎支店 普通 口座番号9074856<br>社会福祉法人 栗駒峰寿会 栗駒デイサービスセンター 理事長 千葉 厚 |
| 2、預金口座振替 (利用月の翌月16日引落)<br>銀行、施設、利用者との契約が必要です。七十七銀行指定の様式に従って記入して頂き提出願います。             |
| 3、現金支払い (利用月の翌月)   |

### (4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

○ご利用者の都合により、通所介護、介護予防通所介護、総合事業の利用を中止、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○予定日の前日までに申し出がなく、当日になって、ご利用者の体調不良等正当な理由で、利用の中止のご連絡を頂いた場合に限り、取消料を頂かないこととします。中止される場合は、必ずご連絡下さいますようお願いいたします。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなく、当日にご連絡を頂き、正当な事由だと認められた場合	無料
当日になってもご連絡なく、休まれた場合	590円 (食事代)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 6. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	無
実施年月日(直近)	—
評価機関名称	—
評価結果開示状況	—

## 7. 苦情の受付について (契約書第21条参照)

当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は下記担当者か第三者委員が、随時受け付けております。

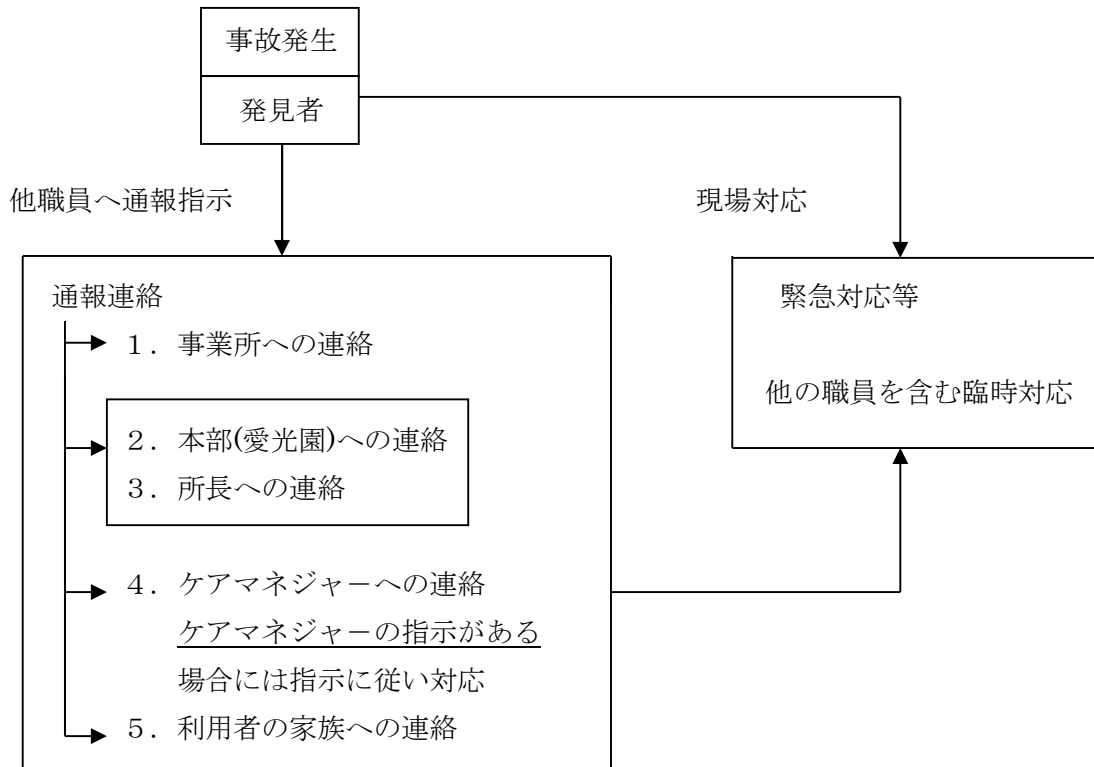
苦情受付担当者：生活相談員 玉井一義 0228-45-5600

苦情解決責任者：管理者 吉田栄伸

第三者委員：五十嵐安子 0228-45-3902・菅原隆文 0228-45-3553

受付時間 毎日 9時00分～17時00分

## 8. 事故発生時の対応について



指定通所介護サービス、指定介護予防通所介護サービス、総合事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護・指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業第一号通所事業施設  
栗駒デイサービスセンター

説明者 職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス、指定介護予防通所介護サービス、日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住所 宮城県栗原市

氏名 印

利用者 氏名 印